六、経過概況 旋盤工渡辺宗恵次ハ翌十四日会社ニ出頭シ復職方ヲ歎願シタルモ容レラレサリシ
為翌十五日福岡合同労働組合本部ノ小川而事ノ紹介ヲ得テ陳情シ
同組合ニ於テハ該工場職工（組合員九〇）ヲ組合ニ引込ミ以テ対抗会ヲ組織スルト
共ニ其準備ヲ取整ヘリ一方会社ハ職工幹部ト会見ヲ依頼シテ会社幹部ヲ
シテ会社側ニ交渉ヲ為サシメタルカ其要求ヲ拒絶セラレタルノミカ職工幹部
等ハ会社側ノ諭示ヲ受ケ組合側トノ関係ヲ絶ツニ至リ
於是組合員等ハ如何ニモシテ本件ヲ争議化シ何物カヲ得ムト画策シ一般
職工ニ対シ本件ニ関スル興論ヲ喚起シタルモ意外ニモ全ク共鳴者ナカリシ為
止ムナク本運動ヲ断念セリ
一面職工幹部等ハ組合員トノ手ヲ全ク断チタルモ復職問題ニ付テハ更ニ会社工場
長等ニ依頼シタル結果会社長等ノ斡旋ニヨリ近ク復職セシムルコトヽナリ茲ニ解決
セリ、

七、労働者総数 九十名
八、争議参加数 ナシ（只本部労働組合員ノミノ策動ニ止ル）
九、組合加盟員数 ナシ
十、組合干与状況
イ指導組合
ロ応援組合 ｝福岡合同労働組合
ハ主ナル指導者又ハ応援者 本部員藤井碩二、柴田甚太郎、

〆 15.8.16
27

労働争議調査表 （C）

一、発生月日 大正十五年七月十二日
二、解決月日 大正十五年七月十四日（但シ労働組合カ全然手ヲ引キタルハ七月十八日トス）
三、発生原因
大正十五年七月十日不良性ヲ発揮シ来リタル主謀左記五名ヲ解雇シタル為メ彼等ハ労働組合
総同盟尼崎聯合会ニ走リ其雇傭ヲ求メタリ組合ハ直ニ之ニ応シ組合加入者タル解雇
者五名ト工場内ノ組合員十名トヲ表面ニ立テ十二日始業時間ニ解雇者ノ入場ヲ強請シ来
リシニ端ヲ発シタリ、

旋盤伍長	加治木 敏	（勤続五個年半）	退職手当	五弐〇円
仕上伍長	頼貞弥一	（〃 四個年十ヶ月）	〃	四七〇円
製棒伍長	飯倉 進	（〃 五個年一ヶ月）	〃	四〇〇円
製棒工手	井上正雄	（〃 四個年二ヶ月）	〃	弐五〇円
仕上工手	立山 盛	（〃 壱ヶ年）	〃	六六円

四、要求事項（大正十五年七月十三日）歎願書ヲ職工一同ノ名ノ下ニ提出シタリ 歎願事項如左、
一、馘首者ヲ復職サレタキコト
二、年二回ノ定期昇級ヲ一人漏レナクナサレタキ事
三、手当ヲ本給ニ繰入レラレタキ事
（但シ日給弐円以下ノ手当ナキモノハ其ニ相当スル臨時昇給ヲナサレタキ事）
四、臨時職工ノ期間ハ壱ヶ月トシテ本雇ニ採用サレタキ事